

小松市総合治水対策の

推進に関する条例

近年、市街化の進展に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、都市型水害が頻発しています。小松市では、行政・市民のみなさん・事業者が連携して、より安全で安心できるまちづくりを進めるため、「小松市総合治水対策の推進に関する条例」を制定しました。3つの対策を軸に総合治水を推進し、将来にわたり安全で安心な地域の暮らしの実現を目指します。

対策1 排水路などで雨水を安全、迅速にながす

これまでも、水害を防ぐため、排水路などの雨水排除施設を計画的に整備してきました。これらは、水害を防ぐための基幹的な施設であることから、これからも計画的・効果的に整備を行っていきます。

排水整備を計画的・効果的に進めます！



対策2 降った雨をためる

排水路などを流れることができる水量には限界があります。そこで、駐車場や屋根などに降った雨を一時的に「ためる」対策により、排水路の負担を軽くします。条例では、施設の管理者などが雨水をためることを規定しています。

みんなで雨水をためて排水路の負担を軽くしよう！



対策3 地域づくりでそなえる

洪水被害を軽減するため、台風や大雨のときには、防災行政無線や災害情報メールなどで、早い段階で避難情報を発信し、対象の避難所を開設します。

水害時の危険箇所や避難ルートが確認できるよう「洪水ハザードマップ」や「わが家の防災ファイル」などを更新し、市内全世帯に最新の防災情報を発信します。

一人ひとりの自助力を高めて、地域防災力アップ！



対策1 国・県・市による河川、排水路、ポンプ場の整備

皆で取り組むことが必要なんだ！

梯川と前川に囲まれる小松市街地周辺では、国土交通省・石川県・小松市において浸水被害の軽減に向けたさまざまな「治水対策」に取り組んでいます。



- 前川排水機場 運転管理 (国土交通省)
- 九竜橋川雨水ポンプ増設 (小松市)
- 堤防整備に伴う橋梁架替工事 (国土交通省)
- 梯川 築堤 護岸整備 (国土交通省)
- 石橋川 幹線排水路整備 (小松市)
- 前川河川改修 (石川県)



対策2 ためる 民間・事業者による貯留施設の設置



- 住居の新築、改築、修繕 ... 雨水貯留タンクの設置
- 住宅地の開発 ... 調整池の設置
- 青空駐車場の新設 ... 駐車場の切り下げによる窪地貯留

対策3 そなえる 洪水ハザードマップについて

「小松市ハザードマップ」は、降雨により河川氾濫した場合の浸水状況と土砂災害が発生するおそれのある箇所、避難施設などを表示しています。もし洪水が起こったら、ご自宅や学校、勤務先などの周辺がどのような状況になるのか把握し、日ごろから避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

水害のおそれのある時には、小松市から、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発表する場合がありますので、指示に従って速やかに避難しましょう。



https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/bousaianzen/kakushuhaza_domappu/1086.html

<お問い合わせ先> 小松市役所 都市創造部 内水対策室
 〒923-8650 小松市小馬出町91番地 tel:0761-24-8089(直通)
 Mail: naisui@city.komatsu.lg.jp ホームページ: <https://www.city.komatsu.lg.jp/>

開発行為に加え、駐車場、太陽光発電設備など、 新たな開発事業等を行う場合には、 「雨水流出抑制対策」にご協力をお願いします！

近年、都市化による舗装面の増加により雨水が地中に浸透しにくくなっていることや局地的な集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、全国的に多くの浸水被害が報告されています。小松市においても雨水排水路などの整備により雨水対策を進めておりますが、雨に強いまちづくりを目指すため、既存より雨水流出量が増える施設については、「小松市総合治水対策の推進に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設の設置にご協力をお願いいたします。

雨水流出抑制対策を行う対象施設

開発事業等	対象となる開発事業等の面積	
	市街化区域	その他の区域(市内全域)
<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の新築、改築(但し、仮設建築物は除く) ● 公園、道路、私道、鉄道、高速道路及び駐車場の新設、改修 ● 都市計画法に規定する開発行為 ● 上記に掲げるものに類する行為で、治水対策を必要とするもの 	1,500㎡以上	3,000㎡以上
<input type="checkbox"/> 開発行為 ※開発許可申請を要するもの <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 鉄道事業に係る開発行為 <input type="checkbox"/> その他施設	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 緑地 <input type="checkbox"/> 河川・水路 <input type="checkbox"/> 上下水道施設 <input type="checkbox"/> 貯水施設等 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 土地の舗装
	<input type="checkbox"/> 運動レジャー施設 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設 <input type="checkbox"/> その他()	

雨水流出抑制施設設置に関する事前協議

- ・雨水流出抑制施設の設置には、**小松市と事前協議**をお願いします。
- ・事前協議の際には、「**小松市総合治水対策の推進に関する条例施行規則**」に基づき、「**雨水排水計画書**」をご提出ください。
- ・開発事業等が**3年以内**に追加して行われる場合は、同一開発としてみなし、**合計面積**を対象とします。
- ・対象外の施設でも**維持管理が小松市に移管**されるものは、**事前協議の対象**となります。



事前協議の内容

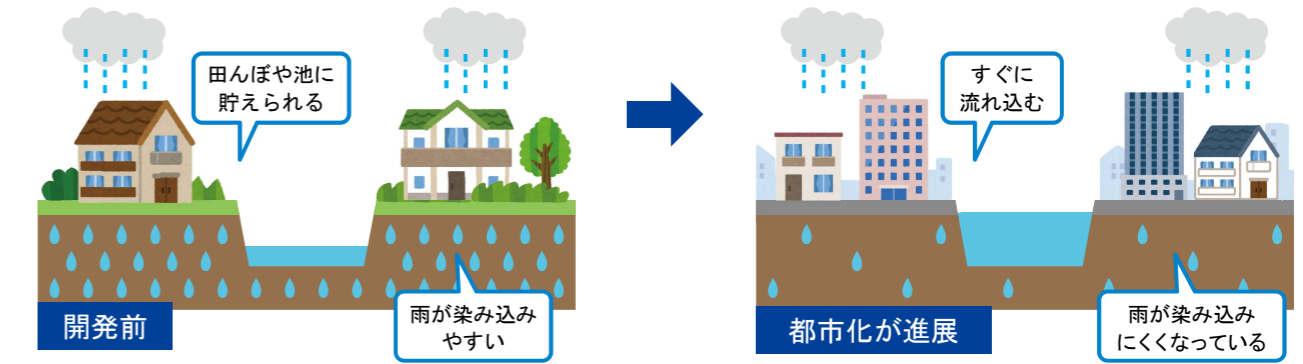
- ・雨水流出抑制施設設置について、該当する設置基準に基づいて検討を行っていただきます。
- ・計画された雨水流出抑制施設について、規模や構造などの協議を行います。また、小松市の雨水計画や公共下水道計画などとの適合具合等について調整を行います。
- ・事前協議の回答書をお渡しいたします。

雨水流出抑制施設の適切な維持管理

- ・突発的な集中豪雨など、いざというときに**施設機能が発揮**できるようにしておく必要があります。
- ・定期的に施設状況について確認させて頂き、土砂溜まりによる**排水不良**や**貯留容量不足**など、施設機能が発揮できない場合には、**適切な維持管理を指導・勧告**します。

雨水流出抑制施設とは？

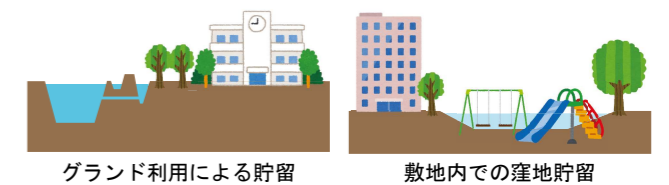
都市化の進展により、私たちの家のまわりでは畑や田んぼなどが少なくなり、地面がコンクリートやアスファルトで覆われてきました。そのため以前と比べて雨水が、短い時間のうちに排水路や河川に流れやすくなり、浸水被害が発生しやすい要因の一つになっています。ご家庭などに雨水貯留タンクを設置して雨水の流出抑制を行うことは、市民の皆さまに取り組んでいただける浸水対策のひとつです。



- 雨水流出抑制対策施設には、一時的に雨水を貯留する施設があり、施設の規模・種類、立地条件や土質条件によって、最適な雨水流出抑制施設を選択します。

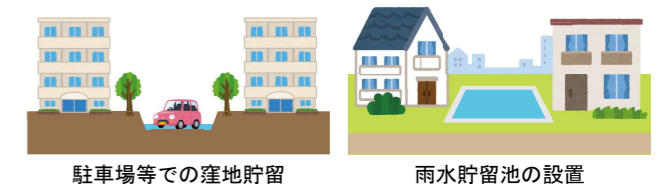
① 公共施設への整備促進

道路、公園、広場、その他の公共施設において、雨水流出抑制施設(雨水貯留)を設置します。



② 開発事業等における整備誘導

駐車場、太陽光発電設備、資材置き場などに対し、雨水流出抑制施設(雨水貯留)を設置します。



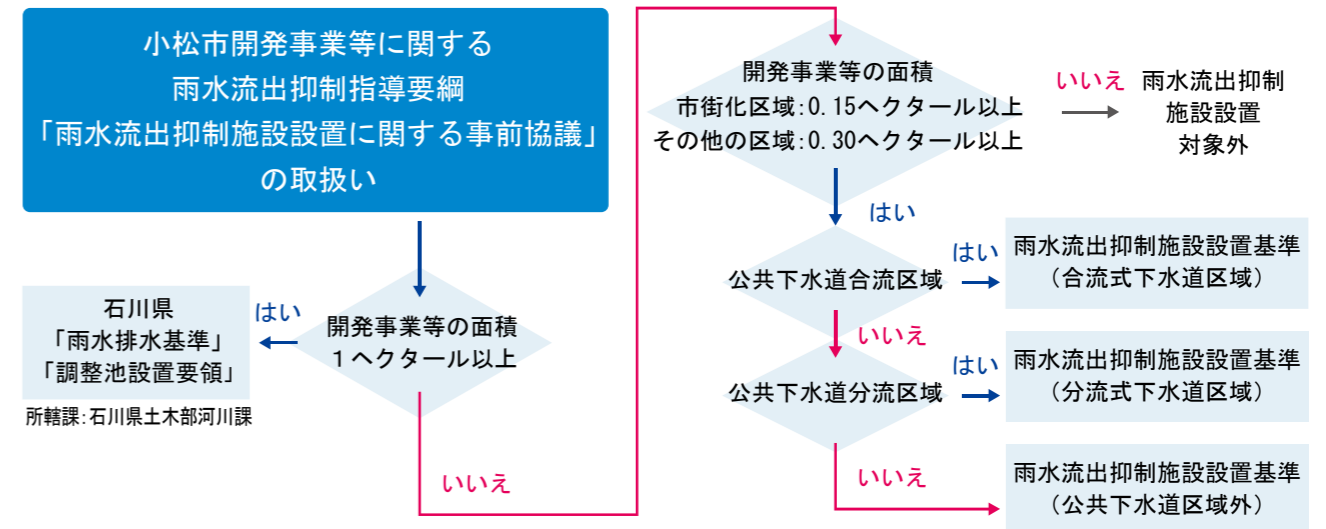
③ 建築物の建築・大規模修繕における整備誘導

住宅や事業所等の建築や大規模修繕において、雨水流出抑制施設(雨水貯留・浸透施設)を設置します。



雨水排水計画書

雨水流出抑制施設の設置基準は、下水道の区域により異なります。下記フローによる「**雨水流出抑制施設設置基準**」を基に、施設の計画をお願いします。



所轄課: 石川県土木部河川課